

森林環境基金による 森林整備の支援制度について

～次世代につなぐ森づくりの取り組み～



事業の概要

～森林整備への支援～

1 森林機能向上事業



手入れが行き届かないために
公益的機能の低下が懸念される森林の
間伐や
間伐等に使用する**既設作業路の改良**を
支援します

2 森林機能維持事業

多様な森林資源への誘導を図るため、
広葉樹を含めた**再造林**を支援します。
また、造林の低コスト化のため、
一貫作業システムによる再造林を推進します



～路網整備への支援～

3 森林整備促進路網整備事業

中・小型トラックが走行可能な
耐久性のある**森林作業道**の開設を支援します



4 間伐材搬出支援事業

間伐材搬出のため、
一時的に利用する**林内作業路**の作設を
支援します



補助要件などは次ページへ

1 森林機能向上事業

事業種目	補助対象者	補助対象森林	補助額	条件
間伐	林業事業者 (※1)	水源区域 または 機能の高い森林 (※2)で、手入れ されず荒廃のお それがある森林	標準事業費の 10/10以内	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3者(福島県、補助事業者、森林所有者)で森林管理協定を締結する必要があります。 ■ 森林管理協定の締結後、15年以内に森林以外への用途への転用等を行う場合は、補助金の返還が必要となります。
既設作業路の改良			500円/m以内	■ 上記間伐施行地へ到達するための既設作業路の改良が補助対象となる。

間伐



既設作業路の改良



灌木の
除去



2 森林機能維持事業

事業種目	補助対象者	補助対象森林	補助額	条件
再造林 下刈	森林所有者、森林組合、森林経営計画等の認定を受けた者等	水源区域 または 機能の高い森林 (※2)で、手入れされず荒廃のおそれがある森林	標準単価の 32%以内	森林環境保全直接支援事業(実質補助率68%以内)と合わせて実施する。
一貫作業システムによる 伐採・再造林	意欲と能力のある林業経営者(※3)		定額300万円/ha または実行経費の いずれか低い額	ガイドライン(※4)に基づく一貫作業システム(伐採再造林)が補助対象となる
被害森林整備 (被害木の整理等)	上記「再造林、下刈」に同じ	民有林のうち 自然災害による 被災を受けた森林	標準単価 (枝払・玉切・片付等) の10/10以内	国庫補助の対象外であること

再造林



一貫作業システムによる
伐採・再造林



3 森林整備促進路網整備事業

事業種目	補助対象者	補助要件	補助額
森林作業道の開設 (幅員3.0m程度、高性能林業機械または4 tトラックが走行可能な作業道)	林業事業者(※1)	森林経営計画等に基づき、 <u>県森林環境基金森林整備事業(間伐等)と一体となつて行うもの</u>	1メートル当たり 4 2 0 0円以内

森林作業道の開設



4 間伐材搬出支援事業 (林内作業路整備支援事業)

事業種目	補助対象者	補助要件	補助額
林内作業路の開設 (幅員2.0m~3.0m程度、一時的に利用する作業路)	森林組合、林業事業者(※5)市町村等	間伐材の搬出のための作業路開設	1メートル当たり 5 0 0円以内

搬出路の開設



※1 森林整備業務指名競争入札参加有資格者のうち間伐業務に登録している林業事業者

※2 森林環境基金森林整備事業の全体計画について(平成20年9月19日付け23森第1552号農林水産部長通知)に規定された「水源区域」あるいは、地域森林計画において、水源かん養機能、または、山地災害防止機能を有する森林のいずれかに区分される森林のうち、特に機能が低い(機能I)と評価された森林。

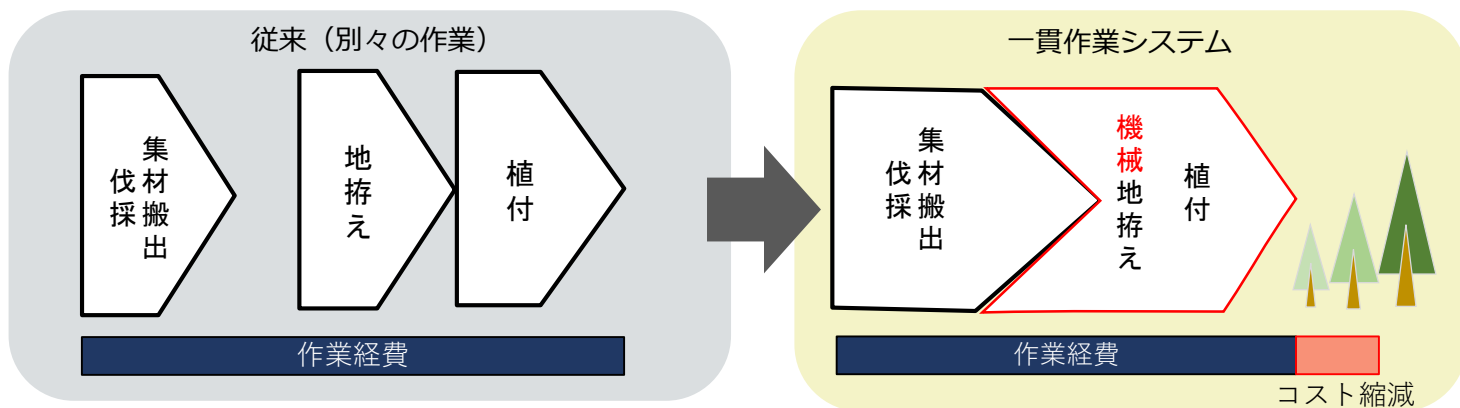
※3 福島県林業経営者に関する情報の登録・公表実施要領(平成30年7月12日制定)に基づく林業経営者

※4 伐採者と造林者の連携等による伐採と再造林のガイドライン(平成31年3月28日制定)

※5 認定林業事業者(林業労働力の確保の促進に関する法律の第5条第1項に基づく改善計画について、福島県知事の認定を受けた事業者をいう。)及び森林整備業務指名競争入札参加有資格者(「森林整備業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格審査に関する要綱」(平成18年6月27日付け18森第611号)の第6条により知事の認定を受けた者をいう。)

○一貫作業システムとは？

→「伐採と並行又は連続して地拵えや植栽を行うこと」



- ・伐採・搬出後、一定の期間を置いた後に地拵えを実施
- ・一般的に、地拵えや苗木運搬は人力で実施

- ・伐採・搬出に使用した林業機械を用いて苗木運搬を行い、植栽まで行う

伐採と再生林の「一貫作業システム」は、地拵えから植栽までの工程を省力化することとなり、全体として育林の作業コストを大きく削減することが可能となり、森林所有者の負担軽減にも繋がります。

○注意点

本事業は森林の機能向上、適正な維持管理を目的としていますので、森林以外への転用を予定されている場合は、補助金の申請を行うことはできません。

もし一定の期間内に転用することになった場合は、補助金を全額お返しいただく場合があります。また、その転用手続きには相応の期間を要します。



○お問い合わせ先

事務所名称	所在地	電話・FAX
県北農林事務所 (森林林業部林業課)	〒960-8670 福島市杉妻町2-16福島県庁北庁舎5階	TEL 024(521)2632 FAX 024(521)2851
県中農林事務所 (森林林業部林業課)	〒963-8540 郡山市麓山1丁目1番1号(合同庁舎1階)	TEL 024(935)1370 FAX 024(935)1337
県南農林事務所 (森林林業部林業課)	〒963-6123 東白川郡棚倉町大字関口字上志宝50番地1	TEL 0247(33)2123 FAX 0247(33)6949
会津農林事務所 (森林林業部林業課)	〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3	TEL 0241(24)5735 FAX 0241(24)5748
南会津農林事務所 (森林林業部林業課)	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1	TEL 0241(62)5373 FAX 0241(62)5387
相双農林事務所 (森林林業部林業課)	〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地	TEL 0244(26)4305 FAX 0244(26)1216
富岡林業指導所	〒979-1111 双葉郡富岡町小浜553番地の2富岡合同庁舎2階	TEL 0240(23)6084 FAX 0240(25)8553
いわき農林事務所 (森林林業部林業課)	〒970-8026 いわき市平字梅本15番地	TEL 0246(23)6194 FAX 0246(24)6179